

企業誘致実践力強化事業業務委託 仕様書

1 適用

本仕様書は、企業誘致実践力強化事業業務委託の公募公告で定めるもののほか、業務内容や留意事項を定めるものである。

2 目的

- (ア) 企業誘致や産業用地開発を担当する県内の市町村職員を対象に、産業用地開発に関連する法制度、産業用地開発手法、企業誘致手法等の研修を行うことを目的とする。
- (イ) 県内の市町村が企業誘致や産業用地開発に取り組む上での個別課題について、専門的な知識を有する立場から、解決に向けたアドバイスを行うことを目的とする。

3 業務の内容

業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 研修

県内の市町村職員を対象に、下記の内容について研修（資料の作成・提供を含む。）を行う。研修は、5月中旬と10月中旬の2回を予定しており、各回で参加人数60人、研修時間3時間程度を見込んでいる。なお、研修場所は発注者が県内に確保する。

1) 基礎編

(ア) 企業立地の動向

工場立地動向調査や企業立地に関する独自調査等を踏まえた全国と本県の立地ニーズ等の状況分析

(イ) 産業用地開発の進め方

- ①産業用地開発の手順
- ②産業用地開発に関連する法制度
- ③事業主体（地方公共団体、民間事業者）別の開発手法

(ウ) 質疑応答

2) 応用編

(ア) 産業用地開発候補地の選定

産業用地開発に適した候補地の選定基準や選定方法

(イ) 産業用地開発の手法

- ①農用地区域における開発
- ②地方公共団体と民間事業者が連携した開発
- ③産業用地開発事例の紹介

(ウ) 質疑応答

(2) 研修内容や今後の取組に関する意見交換

県内の市町村からの問合せに電話やメール等で対応する。

(3) 県内市町村への訪問

県内市町村2か所を対象に、市町村が企業誘致や産業用地開発に取り組む上での個別課題について、専門的知識を有するアドバイザーが現地を訪問し、解決に向けたアドバイス等を行う。なお、訪問する市町村は、発注者が別途指示する。

4 業務に係る留意事項

受託者は、業務を履行するにあたり、契約書に定めるもののほか、下記の事項を遵守するものとする。

(1) 基本事項

- (ア) 受託者は、関係法令を遵守すること。
- (イ) 受託者は、業務上取扱う個人情報や契約書の定め及び関係法令その他の社会的規範を遵守し、適切に管理すること。
- (ウ) 受託者は、業務上知り得た情報等について、契約期間中はもとより、契約終了後においても他に漏洩してはならない。
- (エ) 受託者は、業務の実施にあたっては、発注者の指示に従うこと。
- (オ) 受託者は、業務において本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、発注者と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めること。

(2) 再委託

- (ア) 受託者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (イ) 受託者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。

(3) 権利義務

- (ア) 受託者は、契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- (イ) 受託者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(4) 著作権

- (ア) 受託者は、成果物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、発注者に著作権を無償で譲渡するものとする。
- (イ) 受託者は、成果物が著作物に該当するとしないうちにかかわらず、発注者が成果物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意するものとする。
- (ウ) 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうちにかかわらず、成果物の内容を自由に公表することができるものとする。

(5) 損害

受託者は、業務中の事故や第三者に及ぼした損害について、一切の責任を負うものとする。

(6) 業務委託料の支払

受託者は、発注者が成果物で業務の完了を確認した後でなければ、業務委託料の支払を請求することができない。

5 成果物

本業務の報告書部数は1部とする。

併せて、成果品を格納した「電子媒体」を1部納品すること。